

令和7年度鹿児島市勤労者労働基本調査等業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

1 業務名

令和7年度鹿児島市勤労者労働基本調査等業務

2 業務の目的

勤労者を取り巻く雇用環境、事業所と市民の雇用・労働に関するニーズ等を把握するため、市内事業所を対象とした「勤労者労働基本調査」及び市民を対象とした「勤労者等意識調査」を実施し、今後の施策の基礎資料とする。

3 業務内容

「令和7年度鹿児島市勤労者労働基本調査等業務委託仕様書（案）」のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

5 予算額

本業務の委託見積限度額は、5,588,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

6 企画提案競技の参加資格

この企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 本公告の日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係・人的関係がないこと。
- (8) 本市内に事務所又は営業所を有している者であること。
- (9) 令和２年度以降に国又は地方公共団体が実施する事業所を対象とした各種調査業務を受託した実績があること。

7 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

内 容	日 時
① 告示	令和７年４月１０日（木）
② 質問受付期限	令和７年４月１７日（木）午後５時１５分まで
③ 質問回答期限	令和７年４月２１日（月）
④ 参加申込書提出期限	令和７年４月２３日（水）午後５時１５分まで
⑤ 企画提案競技参加決定通知	令和７年４月２５日（金）
⑥ 企画提案書類等提出期限	令和７年５月１６日（金）午後５時１５分まで
⑦ 選定結果通知・契約	令和７年６月上旬

8 企画提案競技参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和７年４月１０日（木）から同月２３日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

ア 企画提案競技参加申込書（様式第１）

イ 団体に関する調書（様式第２）

ウ 会社等概要書（経営理念・方針、事業内容及び組織体制を含む。A４判で様式は自由）

エ 決算書（直近の貸借対照表及び損益計算書）直前１期分

オ 会社法（平成１７年法律第８６号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可）

カ オ以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可）

キ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（写しでも可）

ク 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その３）（写しでも可）

(4) この告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加業者名簿に登載されている者については、(3)のオ及びカの書類の提出を省略することができる。

(5) 証明書類は、証明年月日が書類提出日前３か月以内のものとする。ただし、市税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類については、告示の日以降のものを提出すること。

- (6) 提出部数
各 1 部
- (7) 提出方法
提出先に直接持参又は郵送（提出期間内必着）

9 説明会

- (1) 開催日時
令和 7 年 4 月 1 6 日（水）午後 2 時から
- (2) 開催場所
鹿児島市役所みなと大通り別館 5 階 5 0 1 会議室
- (3) 参加申し込み
 - ① 説明会への参加を希望する場合は、令和 7 年 4 月 1 5 日（火）午後 5 時 1 5 分までに、1 8 の問い合わせ先に電子メールにて企業・団体名及び出席予定人数を連絡すること。
 - ② 当該説明会への出席は、企画提案競技参加の資格要件ではない。

10 質問の受付及び回答

企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、以下の要領にて行う。

- (1) 受付期限
令和 7 年 4 月 1 7 日（木）午後 5 時 1 5 分まで（期限厳守）
- (2) 提出方法・提出先
質問内容を質問書に記載し、問い合わせ先に電子メールで提出し、電話にて受信確認を行うこと。電話などの口頭による質問には回答しない。
- (3) 記載内容
質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質問書に質問者の会社名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には、回答しない。
- (4) 回答方法
令和 7 年 4 月 2 1 日（月）までに、本市ホームページ上に質問内容とその回答を掲載する。

11 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和 7 年 4 月 2 5 日（金）までに通知する。

12 企画提案競技参加決定者による企画提案書等の提出

- (1) 提出期間
令和 7 年 4 月 2 5 日（金）から同年 5 月 1 6 日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を

除く。)

(2) 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

以下の書類等を作成し、A4版で次の順に並べ表紙に業務名を記載して提出すること。
（書類はステープルや製本テープ等で留めず、クリップ留めにて提出すること）。

① 企画提案書

A4版縦、横書き、両面、20ページ以内、様式は自由

② 見積書（様式第3）

全体の経費とあわせて、経費の内訳も示すこと。

③ 実施体制（様式第4）

(4) 提出部数等

原本：2部（正本1部、副本1部）

電子データ：各1ファイル（正本、副本）

正本の1枚目には、所在地、事業者名、代表者名を記入すること。

副本には、事業者名、所在地、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。

(5) 提出方法

① 原本

提出先に直接持参又は郵送（ファクス及びメールによる提出は受け付けないものとする。）

直接持参の場合は土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

② 電子データ

電子メールにて提出すること。データはPDF形式とし、提出書類①から③をZIPファイルに取りまとめの上、ZIPファイル名を「(提出月日) _ (提案事業者名) _ 鹿児島市勤労者労働基本調査企画提案書」とすること。

13 提案内容

(1) 勤労者労働基本調査における調査対象事業所の適切な抽出方法

(2) 調査方法及び目標回収率等

① 調査方法

② 目標回収率の設定、回収率を向上させるための手法

(3) 調査業務を実施する人員体制

(4) 業務スケジュール

(5) 調査票の設計（下記①から③のテーマについて、計10問程度の具体的な設問（案）の提案）

① リスキリングに関する設問

- ② 奨学金返還支援制度に関する設問
- ③ その他、労働関係法の改正など雇用環境の変化に関する設問

※調査票の設問作成にあたっては、原則として「勤労者労働基本調査」及び「勤労者等意識調査」の両調査票の設問を適切に関連づけることとし、勤労者を取り巻く雇用環境や事業所と市民双方のニーズ等が把握できるものとなるよう留意すること。

(6) 調査票の集計・分析方法

14 委託業者の選定方法等

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市産業局産業振興部業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を随意契約の相手方として選定する。

なお、企画提案書等提出者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。また、プレゼンテーションについては省略する場合がある。

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーションを行う。

① 日時

令和7年5月下旬（予定）

② 場所

鹿児島市役所みなと大通り別館6階ソーホーかごしま会議室

② 留意事項

ア プレゼンテーションに当たっては、提出された企画提案書を中心に説明するものとし、追加資料等の提出は認めない。また、プロジェクター等の機器の使用は認めない。

イ 開催日時、場所等の詳細については、当該審査の対象となる企画提案競技参加者に別途通知する。

(2) 審査項目

- ① 勤労者労働基本調査における調査対象事業所の適切な抽出方法
- ② 調査方法及び目標回収率等
- ③ 実施体制
- ④ 業務スケジュール
- ⑤ 調査票の設計
- ⑥ 調査票の集計・分析方法
- ⑦ 経費の妥当性
- ⑧ 総合評価

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての異議申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(4) 結果通知

選定結果は、書面にて個別に通知する。

(5) 企画提案競技の延期等

参加者が相連合する等の場合で、企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認めたとき並びに不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期又は廃止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまで要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

15 業務の委託

(1) 選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。

(2) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。

(3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(4) 契約予定金額

予算の範囲内において、改めて契約予定者と見積り合わせを行う。

16 無効となる提案

提案が次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの

(2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの

(3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの

(4) 「見積書（様式第3）」において「5 予算額」に示した金額を上回る提案を行ったもの

(5) その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

17 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等は返却しないものとする。

(2) 参加申込書及び企画提案書等の作成・提出など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し使用することができる。

(4) 提出された企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、公表すること

がある。この場合において、企画提案書等の写しを作成し使用することができるものとする。

- (5) 鹿児島市情報公開条例（平成１３年条例第１４号）に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

18 提出先及び問い合わせ先

〒８９２－８６７７

鹿児島市山下町１１番１号

鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課（みなと大通り別館５階）

電話 ０９９－２１６－１３２５

ファックス ０９９－２１６－１３０３

メールアドレス koyosuishin@city.kagoshima.lg.jp